



座間市マスコットキャラクター
「ごまりん」

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度について

介護保険のサービスを利用する、低所得で特に生計が困難な方に対して、サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑みて、利用者負担の軽減を行うものです。認定を希望される方は、必要書類を当課まで提出してください。

1 軽減の程度について

対象となるサービス	介護福祉施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、短期入所生活介護（介護予防サービスがある場合も含む）
対象となる費用	従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室の居住費
軽減割合	全額（負担限度額認定等の補足給付支給後の額）

2 申請に必要な書類

次に掲げる①～③を揃えて申請してください。

- ① 社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書
- ② 同意書
- ③ 生活保護受給証明証等の写し
- ④ チェックリスト

3 軽減の決定について

軽減の承認又は不承認については、決定通知書でお知らせします。

承認した場合は、決定通知書に同封して、社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証を郵送します。

適用期間は、申請した月の初日から令和9年7月31日までです。

【事務担当】介護保険課 介護保険係

電話 046-252-7719（直通）